

# コンピュータによる

## 情報蓄積・検索システムと著作権

古 沢 博

### 1. まえがき

(1) 新らしい科学技術の発展が、著作権に対して大きな影響を与えようとしている。その第1は、ゼログラフィーのような静電複写技術による複写機器の発達であり、その第2は、コンピュータ技術の発展である<sup>1)</sup>。

本稿は、後者に関連して、著作権により保護される著作物（以下、特にことわらない限り、単に「著作物」という）を情報蓄積・検索システム（Information storage and retrieval system, ISR system）として用いられるコンピュータへ蓄積し、あるいはこれから検索することから生ずる著作権法上の問題を検討しようとするものである<sup>2)3)</sup>。

後にとり出すために、情報を蓄積するという基本的な思想は、必らずしも新らしいものではなく、コンピュータと関係なく、各時代に、それ

---

1) UCLA, Project , New Technology and the Law of Copyright : Reprography and Computers, 15 UCLA Law Review pp. 931 et seq. (1968) with foreword by Melville B. Nimmer 参照。

2) この問題については、注1に記載したものの外、著作権審議会第2小委員会（コンピューター関係）報告書（昭和48年6月）、Ulmer, Eugen, Copyright Problems Arising from the Computer Storage and Retrieval of Protected Works, Copyright, February 1972, P. 37 ff.（以下、特に断らない限り、これをUlmerとして引用する。）、Ulmer, Einspeicherung und Wiedergewinnung urheberrechtlich geschützter Werke durch Computer-Anlagen, Gewerblicher Rechtsschutz und Urheberrecht, 1971 Heft 7, S. 297ff., オイゲン・ウルマー（木村直司訳）、著作権の現代的諸問題、著作権研究6号（1973）9, 10頁、Ramey, Carl R., A Copyright Labyrinth : Information Storage and Retrieval Systems, 17 ASCAP Copyright Law Symposium pp. 1 et seq. (1969), 阿部浩二、コンピューターと著作権,

## 独協法学

ぞれの異なる方法が用いられてきた。現在においても、それは、書類を無秩序に机の上につみ重ねておくことから、カード・インデックスの利用、何百万ドルもするコンピュータの利用まで、色々の方法が用いられている。しかしながら、第2次大戦後のコンピュータ技術の急激な発展は、大量の情報の迅速かつ正確な蓄積及び検索手段を提供し、かつ、これを経済的になりたたせることを可能にした。そして、これが著作権に対する新らたな問題を生むに至ったのである。

- (2) 近年、とくに1960年代以降、日本においても、コンピュータの利用の進展は、極めて顕著であり、汎用ディジタル・コンピュータの実働台数でみると、1965年（昭和40年）3月末現在において合計1455台であったものが、1973年（昭和48年）3月末現在においては、合計17,255台と著しく増大しており<sup>4)</sup>、このコンピュータは、今日では、企業、国あるいは地方公共団体等において、種々の情報の処理に広く利用されている。のみならず、顧客の委託により、情報の処理・提供を行なう、情報処理・提供サービスが、我が国においても、最近10年余の間に急激に発展してきた。昭和48年1月1日現在において、541の事業体がかかるサービスを行なっており、合計710の計算センターを有している<sup>5)</sup>。
- (3) さらに、1960年代に至り、コンピュータの利用場面は、通信回線との結合によるデータ通信へ進展し始めた。例えば、1961年には、アメリカ航空会社が座席予約を含めた企業経営システムSABRE（Semi-Autom-

---

コピライト、116号(1970)2頁以下、野村義男、カナダにおけるコンピューターー・プログラムの法律的保護、コピライト、146号(1973)2頁以下、佐々木正峰、コンピューターと著作権、発明、Vol. 71, No. 5, 55頁以下、田谷広明、コンピューターと著作権、通商産業研究No. 168(昭和48年) 34頁以下等の文献がある。

- 3) コンピュータ技術の発展によって生ずる重要な法律問題の1つとして、コンピュータ・プログラムの法的保護の問題がある。拙稿、コンピュータ・プログラムの特許性について、独協大学創立10周年記念論文集(1974) 288頁以下参照。なお、この論文は、AIPII, 19卷9号(1974) 2頁以下に転載されている。
- 4) JECC、コンピューター・ノート、1974年版5頁。
- 5) JECC、前掲195, 196頁。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

atic Business Research) を、軍用としては、1963年にアメリカ合衆国空軍の防空警戒システムSAGE (Semi-Automatic Ground Environment) が、また、我が国においても、国鉄の座席予約システム(MARS101)が昭和39年(1964年)から運用され、さらに、コンピュータの共同利用を目的としたシステムとしては、マサチューセッツ工科大学のCTSS (Compatible Time Sharing System) が、同時に30の利用者がコンピュータを利用できるシステムとして1961年に完成されている<sup>6)</sup>。

この通信回線を介し、コンピュータによる情報の収集、処理、提供を行なうデータ通信は、地理的に広い範囲にわたる多数者による高性能コンピュータの共同利用等、コンピュータの高度利用への途を開いた<sup>7)</sup>。このデータ通信の普及は、各企業等の自社内システムの普及のみならず、データ通信による情報処理等各種のサービスを提供する企業の出現をうながした<sup>8)</sup>。我が国においては、電電公社により、昭和43年(1968年)、銀行の為替業務に関するデータ通信サービスが開始され、昭和45年(1970年)には、販売在庫管理システムが、昭和46年(1971年)には、科学技術計算システムが開発され、データ通信サービスの提供がなされた<sup>9)</sup>。

さらに、昭和46年5月、公衆電気通信法の改正により、いわゆる通信回線の開放が行なわれた。これにより、データ通信のための通信回線の利用について、従来の厳しい利用条件の緩和が図られ、通信回線の共同使用の範囲が拡大されるとともに、その他人使用、加入電話や加入電信の回線である公衆通信回線のデータ通信への利用も認められるようになった。そして、現在では、前記の電電公社のデータ通信サービスのほか、民間企業による、商用タイムシェアリング・サービスの提供が開始されている<sup>10)</sup>。

6) 情報通信業研究会報告書、情報通信業の誕生(昭和49年)1頁。

7) 同上。

8) 同上。

9) 前掲報告書1頁、2頁。

10) 前掲報告書2頁。なお、同報告書17-39頁参照。

## 独協法学

(4) コンピュータによる情報処理には、2つの態様がある<sup>11)</sup>。

- I) 第1は、コンピュータに蓄積された素材が、計算や調査、コントロール等の材料としてのみ利用される場合である。この場合には、蓄積された素材自体がアウトプットされることはない。この場合に最も多いのは著作権により保護されない情報の処理である。例えば、科学及び技術の分野における生産プログラムのコントロール、医療診断、ミサイルの行動のシミュレーション(模擬)、建築その他技術的構造や設計の計算等、要するに、あらゆる種類の数学的演算等である。また、ビジネスや経営の分野では、あらゆる種類の簿記や会計の作業(税金の申告、給料支払明細書作成等)、航空会社や鉄道の座席予約、株式の値付、選挙の結果に関する予測とその報道、経営戦略の遂行等である<sup>12)</sup>。
- II) 第2は、蓄積された素材のドキュメンテーション及び検索を目的として蓄積が行なわれる場合である。この場合には、蓄積された素材の全部又はその一部が、そのままの形でコンピュータからアウトプットされる。

(5) 情報蓄積・検索システムに用いられる素材は、当初は、目録作成のために蓄積される図書のデータや法律の条文、判決等の著作権による保護のないものであった。しかし、次いで、法律の分野における諸文献、注釈書、教科書、論文等の著作権による保護を受けるものが、データ・バンクに含まれるようになる<sup>13)</sup>。さらに、百科辞典、辞書、医学、科学、数学の論文等の著作権による保護を受ける著作物が、ドキュメンテーション及び検索の目的で蓄積されるようになる<sup>14)</sup>。

11) Ulmer, *supra* p. 38.

12) *Id.*

13) *Id.* pp. 38, 45, 46.

14) *Id.* p. 38, なお、我が国においても、財団法人日本特許情報センターが、特許と実用新案の検索サービスを、日本科学技術情報センターが、理工学、化学、医学等の文献検索サービスを、既に開始している。JECC、前掲コンピューター・ノート、204-206頁参照。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

詩、フィクション、劇等の文学的著作物がコンピュータに蓄積されるのは、普通は、本文の検索の目的ではなく、これらの著作物の言語学的、統辞論的、意味論的分析のためまたは、翻訳のためである<sup>15)</sup>。

(6) 現在では、著作権により保護されている著作物が、ドキュメンテーション及び検索のために、コンピュータに蓄積される例は、未だ、それ程多くない。しかし、将来においては、かかるケースが非常に多くなることが予想される。

もっとも、この点については、一方では、高度のコンピュータによる情報蓄積・検索システムが印刷物に完全にとって代り、すべての著作物は印刷形式ではなく、電子的な形式でコンピュータに蓄積され、利用者の求めがあると、著作物は、コンピュータの記憶装置から検索され、ハード・コピーに印刷されるか、ブラウン管のような陰極線管に投影されてアウトプットされることになるであろうと指摘されている。そして、このアウトプットは、1つの中央にあるコンピュータ・センター（電信図書館）<sup>16)</sup>から、通信回線等を通じて、国内中あるいは世界中の家庭内に設置された端末装置（コンソール型ビューアー兼プリンター装置）に送り出すことができるという<sup>17)</sup>。

これに対し、他方では、コンピュータ技術が印刷術にとって代るということではなく、著作物のコンピュータへの蓄積は、特殊な分野、特に若干の科学的研究の分野等において、印刷にとって代り、あるいは、これを補うにすぎないという見解も主張されている<sup>18)</sup>。

上記の2つの見解のうち、いずれが正しいか即断することは難しいが、このコンピュータ技術が従来のシステムにとって代る度合いは、コンピュータ技術の一層の発展に依存するということができよう。とくに、現

15) Ulmer, Id. なお、コンピュータによる翻訳が、現在のところ、困難であることにについては、UCLA, *supra* pp. 976, 977参照。

16) 坂井利之、電子計算機、188-193頁（1968）参照。

17) UCLA, *supra* pp. 994, 995, 前掲著作権審議会第2小委員会報告書4頁。

18) Ulmer, *supra* p. 38.

## 独協法學

在、情報蓄積・検索システムにおける大きなネックとなっているインプット装置の改善が重要であろう。最近まで一般的に用いられているパンチカード等の情報を中間媒体にいれる方法では、多量の情報のインプットは、所要労働経費からみて不可能であり、コンピュータと直結し、カードの使用を必要としないコンソール型タイプライターも、インプットの速度は、オペレーターのタイプ速度に依存しており、大量情報システムは不可能となる。この点で、既にある程度開発されている光学的文字識別装置（OCR）の高度の開発がこの鍵を握ることになる<sup>19)</sup>。

さらに、制度的な面では、情報蓄積・検索システムによる著作物の利用に対して、これを容易にするような制度、例えば、強制許諾制度もしくは法定許諾制度または、集中的権利処理機構の設立等を採用するか否かによっても、変革の度合いは異なるであろう。しかし、いずれにしても、かかる情報蓄積・検索システムに著作物が蓄積されるケースはますます多くなり、これが、著作権者に対して、大きな影響を与えることは間違いないと思われる。

(7) 現行著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）は、前記のようなコンピュータによる情報蓄積・検索システムの発展を特に意識して立法されたものではない。従って、近い将来、この新らしい著作物利用手段の開発に対応して、新らたな対応策が必要とされることは当然である。前掲注2記載の著作権審議会第2小委員会（コンピューター関係）報告書もそのための作業の1つである。そのためには、まず現行著作権法のもとにおいて、情報蓄積・検索システムに関連する法律問題がどのように解釈されるか、また、その解釈の結果、どのような不都合があるかを充分に検討することが必要である。本稿の目的もそこにある。

以下における叙述は、まず、コンピュータの構成とコンピュータ内における情報処理のプロセスについて概観し、次いで、著作権によるコントロールが上記の各プロセスのどの段階で開始されるのが適当であるか

---

19) UCLA, *supra* pp. 995-997.

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

を検討した上、それぞれのプロセスについて法的検討を加え、最後に、著作権に対する制限との関係について触れる。

### 2. コンピュータの構造と情報処理のプロセス

(1) コンピュータ本体は、次の5つの基本装置、すなわち、

I) データを読みとる装置——入力装置。

これは、カード・リーダー、テープ・リーダー、タイプライター、光学的文字識別装置、電気信号あるいはこれらの結合等からなる。

II) 入力された命令やデータ、計算の結果等を記憶し、また、読み出すことのできる装置——記憶装置。

これには、磁気コア、磁気ドラム、磁気ディスク、磁気テープ等が用いられ、また、コンピュータの中央処理装置内に内蔵されている内部記憶装置と内部記憶装置の記憶容量を補う外部記憶装置がある。

III) データに演算等を施して結果を得る装置——演算装置。

IV) コンピュータ内の操作の手順を制御する装置——制御装置。

V) 結果を外部に送り出す装置——出力装置。

これには、カード・パンチ、タイプライター、ラインプリンター、感熱式印刷装置、音声装置、陰極線管、電気信号発生器等がある。

以上の5つから成っている。

(2) 上記のコンピュータ内における情報処理のプロセスは、ほぼ次のとおり行なわれる<sup>20)</sup>。

I) データは、パンチ・カード、パンチ・テープ、マーク・カード、磁気テープ等の媒体を介して、間接に、又は、このような中間媒体を用いず、タイプライターにより、あるいは光学的文字識別装置(OCR)等により直接にインプットされる。

II) インプットされたデータは、内部記憶装置又は、その記憶容量を補う装置である外部記憶装置に記憶される。

---

20) 前掲著作権審議会第2小委員会報告書6、7頁参照。

## 独協法学

III) 演算装置が、制御装置の指示のもとに、内部記憶装置に記憶されたデータにつき、計算や、比較、判断等の処理を行なう。また、外部記憶装置に記憶されたデータについては、同様に制御装置の指示のもとに、内部記憶装置に読み出された上、その処理がなされる。

IV) データが処理された後、計算や比較判断の結果は、記憶装置に記憶される。

V) 記憶装置に記憶された結果は、人間にわかる表現によりアウトプットされる。場合によっては、オンライン・システム等で遠隔地に伝達されて、アウトプットされる。アウトプットには、プリントアウトされたハード・コピー、音声、陰極線管（ブラウン管）上の画像等の諸形式がある。

### 3. 著作権によるコントロールの開始点

(1) 情報蓄積・検索システムへの著作物のインプット及びアウトプットに関する著作権法上の重要な問題の1つは、著作権によるコントロールが、コンピュータへのインプットから始まるべきか、あるいは、アウトプットがあった時点から始まるべきかの問題である<sup>21)</sup>。

この問題を考えるに当っては、特に、著作権者の利益とコンピュータ所有者(利用者)の利益との間に、現実の事態を基礎とした、正しいバランスを発見することが必要である。コンピュータを利用する情報蓄積・検索システムは、ますます増大する情報に対する現代の要求に適する極めて現代的な手段である。従って、一方では、その機能の発揮が不当に阻害されないよう考慮することが必要である。しかし、他方では、この新しい技術開発の成果により失われることが予想される著作権者の利益<sup>22)</sup>に対

---

21) Ulmer, *supra* p. 47, UCLA, *supra* p. 1004.

22) コンピュータによる情報蓄積・検索システムとならんで、著作権者の利益に脅威を与えていた写真複写の分野においては、著作権者、特に学術・技術の著作物の著作権者、あるいは、これら著作物の出版社の利益減少は、既に現実化している。この点に関しては、UCLA, *supra* pp. 943-946 参照。なお、そこで記述されているWi-

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

する考慮及びその結果もたらされる著作活動の沈滯が生じないための配慮が、充分になされなければならない。事実、著作権者の立場は、著作権によるコントロールをどの時点から認めるかにより、コンピュータ所有者の立場と比較して、極めて弱くなることが考えられる。

(2) そこで次に、上記の問題、すなわち、著作権によるコントロールが、コンピュータへの著作物のインプットのときに始められるべきか、それとも、アウトプットのなされたときに始まるべきかについて、それぞれの考えられる論拠について検討する<sup>23)</sup>。

コントロールがアウトプットから始まるべきだとする見解を基礎づけるものとして、考えられる論拠に次のものがある。

I ) 個々の著作権者の氏名、住所を探し出し、インプットの前に、その許可を得るのは実際上困難である。時間を節約するために、アウトプットの前に許可を得れば充分とすべきである。

II) 利用者から要求がないため、インプットされた素材のアウトプットがない場合がある。また、システムを利用する科学者は、インプットのときには、将来、何が使用されるかを予めきめておくことができない場合があるから、このような場合、実際利用した分にだけ請求を受けるべきである。

III) インプットの相当部分は、著作権法30条以下の規定により、著作権が制限を受ける場合に関連してなされることがある。すべてのインプットにつき、責任を課すのは、上記の条項と調和しない。

IV) ある場合には、著作物のインプットは、当該著作物自体のアウトプットを目的としないでなされるが、この場合にもインプットに責任を課すべきではない。

---

lliams & Wilkins 社は、アメリカ合衆国政府を被告として、政府機関である国立保健研究所図書館及び国立医学図書館における雑誌文献複写サービスが原告の著作権を侵害していると主張して、Court of Claims に対して訴を提起した。これに対する決定については、172 USPQ 670(Ct. Cl. 1972) 及び180 USPQ 49(Ct. Cl. 1973) 参照。

23) Ulmer, *supra* pp. 48-50, UCLA, *supra* pp. 1010-1013参照。

## 独協法学

これらの議論に反対する論拠としては、次のようなものが考えられる。

- I ) 現行著作権法においては、すべてのアウトプットのコントロールを規定しておらず、例えば、アウトプットが陰極線管上の影像の形式でなされる場合には、後記のとおり、著作権のコントロールは及ばない。かりに、将来、法律改正により、かかる抜け穴がふさがれたとしても、著作物が蓄積された後、アウトプット以前に、コンピュータ所有者が著作権者の許可を求めるることは、実際上期待できない。蓄積がなされた後、要求があれば、早急なアウトプットが希望されるからである。<sup>24)</sup>また、万一、インプット後に著作権者の許可が得られなかつた場合に受ける損失を考慮すれば、コンピュータ・センターは、許可を得ずして著作物のアウトプットを強行する可能性が強い。<sup>25)</sup>
- II ) 著作権者の氏名・住所を発見して、インプット前に、その許可を受けるのは困難であるとの議論については、情報蓄積・検索システムに最も多くインプットされると思われる科学・技術の著作物については、それ程の困難はないと思われる<sup>26)</sup>。さらに、クリアリング・ハウス (clearing house) の設立、又は強制許諾、もしくは法定許諾の導入等がなされるならば、前記の議論は、意味がなくなる<sup>27)</sup>。
- III ) 蓄積された著作物のアウトプットがない場合もある等の議論については、図書館は、結果的には利用者によって殆んど利用されない書籍をも対価の支払をして購入している旨のアナロジーが援用される<sup>28)</sup>。
- IV ) インプットの中には、著作権が制限される場合に関連してなされるものもあるから、すべてのインプットが著作権によってコントロールされるべきでないという議論は、それ自体においては正しい。例えば、

24) Ulmer, *supra* p. 49参照。

25) UCLA, *supra* p. 1011.

26) *Id.* p. 1012.

27) Ulmer, *supra* p. 49.

28) *Id.*

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

図書館が、著作権法第31条により許されるハード・コピーである複製物を作成することのみを目的とし、ある著作物をコンピュータにインプットした場合、そのインプットは、後記のとおり、現行著作権法上、著作権によるコントロールを受けることはない。しかし、このことから、逆にいかなるインプットも著作権のコントロールを受けるべきではないという議論が成り立つわけではない。

V) 著作権によるコントロールの実行可能性が、インプットとアウトプットのどちらにあるかの問題も重要である。これについては、インプットのコントロールの方が容易であることは明らかである。インプットの存在の発見は、著作権者としては、自己あるいは第三者により、その疑いのあるコンピュータ・センターに対し、目的を秘匿して、著作物又はその一部分についてコピーを要求することにより可能である。しかしながら、ある著作物についてアウトプットがあったか否かはもとより、そのアウトプットの回数等を調査し確認することは、センターの管理者が任意に報告しない限りは、殆んど不可能に近い<sup>29)</sup>。

VI) 著作物のインプットが、当該著作物自体のアウトプットを目的としない場合としては、次の2つの場合がある。

第1は、いわゆる「1回使用」のためのインプットである。この場合には、例えば、文学の分野で、コンピュータが、言語学的、統辞論的、意味論的分析のために利用される場合のように、蓄積された素材は、ある問題に対する回答を与えるのに役立つに過ぎない。そして、多くの場合、素材の蓄積は、作業が終了すると消去される。この場合のインプットは、著作権者の利益に与える影響が、かりにあっても極めて少いため、このインプットに著作権のコントロールが及ぶべきかどうかは、極めて微妙な問題が存する。(これについては、後に述べる。(後述6の(3)参照))

第2は、インプットされ蓄積された著作物のわずかな断片あるいは

---

29) Id., UCLA, supra p. 1011.

## 独協法学

質問に対する「イエス」もしくは「ノー」の回答のみがアウトプットされる場合である。アウトプットのみが著作権のコントロールの対象であるとする考えによれば、かかるインプットは自由であるということになる。しかし、この場合においても、コンピュータ所有者は、著作物、特に、百科辞典、学術もしくは技術等の著作物を蓄積することにより、情報蓄積・検索システムとしての利点を増すとともに、特に、この種の著作物については、さもなければ当該著作物を購入したであろう多数の読者を失わせる危険が非常にあるのである<sup>30)</sup>。

(3) 以上の諸点から、コンピュータによる情報蓄積・検索システムによる保護著作物の蓄積が著作権者に与える影響等を、社会的、経済的な面から考察し、著作権者とコンピュータ所有者との利益のバランスを考えるとき、一般論としては、著作権によるコントロールは、インプットの段階から始まるのを適當とすべきであると考えざるを得ない<sup>31)</sup>。

なお、ここで今一度、他の観点から上記の問題を考えてみよう。

カナダの経済審議会が1971年1月に政府に提出した報告書は、コンピュータによる著作物のインプットについて、大要次のとおり、図書館、コンピュータ及び従来の情報プロセシング機器とのアナロジーをしている<sup>32)</sup>。

カナダでは、研究者が、図書館が一部だけ購入したある著作物の複製物その他を参照し、多量のノートをとったり、その他の労働により、新しい著作物を作成することは適法とされてきた。この情報を収集し、分析するために、カード・インデックス、ファイル、ホレリット・マシン、卓上計算機を使用しても、図書館の書棚の上にある本の著作権者に何らの法的または経済的差異を生ずるものではない。また、図書館は、カタログを作り、格納のため、また利用者の要求に従って取り出すため

30) Ulmer, *supra* pp. 49, 50, UCLA, *supra* p. 1010.

31) Ulmer, *supra* p. 50, UCLA, *supra* p. 1013.

32) 野村義男、前掲4頁による。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

に、各種の機械的エイド、すなわち、単なる運搬器からさらに高度の技術的機器を使うことができるが、これらは著作権目的には関係がない。以上の事態が認められるとするならば、図書館その他の機関でコンピュータを所有し、または、そのサービスを買入れ借りるもののが、コンピュータ化されない図書館が、通常の方法で著作物のコピーを買入れて、これをその書棚に置く権利があるのと同様に、著作物をその記憶棚（メモリー棚）の上に置く権利を持たないとは了解することができない。また、研究者が上記の役割を果たすため、現存している機械的エイドにコンピュータを加えるにつき、著作権者から特別に許諾を得なければならないということも了解ができない。従って、コンピュータ・インプットに対しては、保護著作物のはじめの購入価格にすでに包含されているもの以外に、著作権料を支払うための新らしい規定をとくに設けないことを勧告する、と。

上記のアナロジーは、図書館の果すべき公共的奉仕機能に着目するとき、一見もっとものような感じを与える。そして、図書館等が用いるエイドが、機械的エイドにとどまる限りにおいては、まさに、そのとおりといえよう。しかし、そのエイドが、コンピュータからなる情報蓄積・検索システムとなり、著作物がその電子的な「記憶棚」に置かれたときは、事態は全く違ってくるといってよい。単なる機械的エイドの場合には、著作物は一度に1人の利用者に対してしか利用し得ないので反し、たった一部の書物から高度のコンピュータに電子的に記憶された著作物は、同時に多数の利用者に利用が可能であり、しかも、データ通信及び図書館、（コンピュータ・センター）間のコンピュータ・ネットワークと結合されるときは、利用者は、はるか遠隔の土地からも中央のコンピュータ・システムを利用できることとなる。極論すれば、全国で、さらに、通信衛星が利用されるときは、全世界で販売し得る複製物は、中央のコンピュータ・センターに対する一部のみという事態すら考え得るのである。著作権者に与える経済的影響は極めて大きいものがあり、単純なアナロ

ジーは適当でないといわなければならない。

#### 4. 著作物のインプットに関連する諸問題

##### (1) 情報の蓄積・検索には、コンピュータにインプットされる情報の種別により、3つの種類がある。

第1は、索引(index)による方法であり、蓄積されるべき情報(著作物)の中から適当な索引語を選定し、これを、著作物の題名、著作者名、発行者名、発行年月日等の当該情報に関するデータと共に蓄積し、情報要求者に対しては、索引語を媒介として、前記のデータを提供するものである。この場合、索引語の選定は、手作業で行なうこともできるが、コンピュータにより自動的に行なうこともできる。後者のためには、その前段階として、情報の全文を蓄積する必要がある<sup>33)</sup>。

第2は、要約(abstract)による方法であり、情報の要約を蓄積し、情報を要求する者に対し、この要約を提供するものである。この要約の作成も手作業で行なうことができるが、コンピュータにより自動的に行なうこともできる。この場合に、前段階として情報の全文の蓄積が必要なことは、索引法の場合と同様である<sup>34)</sup>。

第3は、情報の全部又はその実質的な部分を蓄積し、情報要求者に対してこれを提供するものである<sup>35)</sup>。

以上の分類に関連して生ずる著作権に関する(ただし、情報蓄積・検索システムに特有のものではない)問題は次のとおりである。

I) 第1の索引法においては、索引語とともに蓄積されるデータ、即ち、著作物の題名、著作者名、発行者名、発行年月日等については、通常著作権が存在しないから、著作権侵害の問題は原則として生じない<sup>36)</sup>。

33) Ulmer, *supra* p. 39.

34) *Id.*

35) *Id.*

36) *Id.* p. 52.

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

(コンピュータによる索引語の自動的な選定のための全文の蓄積については、別の問題がある。)

また、索引語自身についても、著作権は通常存在しないから、個々の索引語に関する限り、著作権侵害の問題は生じない。しかし、ある情報に関して選択された多数の索引語を利用する場合には問題である<sup>37)</sup>。この場合には、編集著作権（著作権法第12条）侵害の問題が生じよう。

II) 第2の要約法に関して生ずる問題は、当該要約が、本文(原著作物)の翻案（著作権法第27条）に該当するものか、あるいは、本文とは独立な著作物とみられるものか、という問題である。これについての判断の基準は、その要約が、本文を読まなくても、本文が表現している著作者の思想・感情を読者に感得させる程度に詳細に表現されており、従って、これにより、当該本文の掲載されている雑誌等の売行きに影響する可能性がある程度のものか、それとも、単に本文の内容の要点を比較的簡単に記述したもので、本文を読むべきかどうかを決定する資料を提供するものにすぎないかにある<sup>38)</sup>。前者の場合には、要約は、本文の翻案（二次的著作物）として、著作権侵害の問題が生ずるが、後者の場合には、その要約が、コンピュータ所有者（利用者）により作成されるかぎりにおいて、著作権侵害の問題は生じない。

(2) そこで、以下において、著作物のコンピュータへのインプットの各プロセスについて、順を追って検討するが、その前に、これらの各プロセスの著作権上の問題に最も関連を有する「複製」の概念について触ることにしよう。

現行著作権法では、「複製」とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」をいうと定義されている（著作権法第2条第1項第15号）。すなわち、旧著作権法が無形的な利用態様である無形的複製（上演、演奏、放送など著作物の無形的な再製）をも複製

---

37) ld.

38) 加戸守行、著作権法逐条講義129頁(昭和49年) 参照。

## 独協法学

の概念に含めて規定していたのに対し、現行著作権法では、複製概念は有形的複製に限定されており、具体的に存在する物の中に著作物等を収録固定する行為を意味する<sup>39)</sup>。そして、この複製は、印刷、写真、複写等の方法による場合の如く、直接知覚し得るものと、録音、録画による場合のように、直接知覚し得ず、機器を用いることにより、間接に知覚し得るものとの両者を含むと解すべきである<sup>40)41)</sup>。

### (3) 著作物のインプットと複製

#### I) 著作物をインプットするため、これをパンチ・カードなどの中間媒体に入れる場合。

コンピュータへのデータのインプットのため、現在最も多く用いられる方法は、データを、パンチ・カード、パンチ・テープ、マーク・カード、磁気テープのような中間媒体に入れて、インプットする方法である。この場合、著作物は、(1)パンチ・カード(テープ)上の穴の位置により、また、マーク・カード上の鉛筆の印により表わされ、また、(2)磁気テープ上の磁性体の状態により表わされる。前記(1)の場合には、専門家には判読可能であり、前記(2)の場合には、人間には直接

39) 加戸、前掲32、33頁。半田正夫、著作権法概説119頁(昭和49年)。

40) 「複製」について、ベルヌ条約では、我が国が加盟しているブラッセル改正条約(昭和49年7月加入)までは、何らの定義規定がなかったが、1967年のストックホルム改正条約及び1971年のパリ改正条約では、複製は「方法及び形式のいかんを問わず」(第9条(1))、「録音又は録画は、この条約の適用上複製とみなされる」(第9条(3))とされ、間接的にのみ人間に知覚される場合も含むことが示されている。また、万国著作権条約は、1971年のパリの改正条約第4条の2(1)で始めて複製権について、著作権が「いずれかの方法による複製」に及ぶ旨規定し、同様の趣旨を示している。

41) アメリカ合衆国においては、1908年のWhite-Smith Music Pub. Co. v. Apollo Co. 事件に関する連邦最高裁判所の判決(209 U. S. 1 (1908))は、著作権の存する楽譜に印刷された歌曲を複製した自動ピアノの演奏のための穴を開けたピアノ・ロールは、それが制定著作権法上の「複製物」に該当しないから、著作権の侵害にならない旨判示しており、著作権法上の「複製物」を、目で読み得る表記法で書かれもししくは印刷された記録と定義した。その後、これに関する判例はないが、学者から前記アポロ事件は、コンピュータ・テープのケースとは関連がない旨批判されている。UCLA, *supra* pp. 1005, 1006. Ulmer, *supra* p. 47. もっとも、議会に提案された1973年著作権改正法案においては、「複製物とは、現在知られ、又は将来開発される方法によつ

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

知覚できないが、コンピュータを通じて、これを認識し、再生することが可能である。従って、いずれの場合も、著作物の有形的な再製、すなわち「複製」に該当する<sup>42)</sup>。

II) 中間媒体を使用せず、印字された原始媒体により直接インプットする場合。

光学的文字識別装置（OCR）等により、通常の印字された原始媒体を用いて著作物をコンピュータへ直接インプットする行為自体は、前記I)の場合と異なり、インプット前の複製行為がないから、その行為を著作権によって規制することはできない。光学的文字識別装置を用いても、紙質や識別し得る印字に対する制約上、インプットの準備として特別に手書き、または印刷を行なう場合には、著作物の複製に該当する<sup>43)</sup>。

### (4) 著作物を記憶装置に蓄積する行為

I) 外部記憶装置に蓄積する行為

コンピュータにインプットされた著作物は、通常、コンピュータ本体内の内部記憶装置を経由して、外部記憶装置を構成する磁気ドラム、磁気ディスク、磁気テープ等に磁気的な状態として、表わされ、記憶される。外部記憶装置に記憶された著作物は、人間には直接知覚し得ないが、コンピュータを介してその内容を知覚し、かつ再製可能であるので、外部記憶装置に著作物を蓄積する行為は、著作物の複製に該当する<sup>44)</sup>。

---

て著作物が固定されたレコード以外の有形物であって、それから、直接に又は機械もしくは装置によって、その著作物を知覚し、再製し、又は伝達することができるものをいう」と定義され、さらに、「固定」について、「著作物は、その複製物又はレコードへの具現が、著作物を知覚し、再製し、または他の方法で伝達することができるよう、瞬時よりも長い期間、十分永続的であり、もしくは安定しているときには、有形の表現手段に「固定」される」と規定されている（101条）。

42) Ulmer, *supra* p. 53. UCLA, *supra* pp. 106, 107. 著作権審議会第2小委員会前掲報告書33頁。

43) 前掲報告書33, 34頁。

44) 前同34頁。Ulmer, *supra* p. 53.

## II) 内部記憶装置に蓄積する行為

内部記憶装置とは、コンピュータ本体の中央処理装置に内蔵されている記憶装置であり、通常、磁気コアが記憶材として用いられている。この内部記憶装置の特徴は、外部蓄積装置と異なり、蓄積された情報の検出の時間が非常に短い点であるが、他方、内部記憶装置の蓄積能力は、現在のところ、非常に限られている。しかも、コンピュータ・プログラムは、コンピュータの動作のため、直ちに利用されなければならないため、一般的には、内部記憶装置に蓄積されており、生のデータのために恒久的に利用できる内部蓄積スペースは極めて少ない<sup>45)</sup>。従って、インプットされた著作物は、通常、内部記憶装置に一旦記憶された後、外部記憶装置に移しかえられる。また、一旦外部記憶装置に蓄積された著作物は、演算装置による処理のため、制御装置の指示のもとに、内部記憶装置に移しかえられ、処理が終ると再び外部記憶装置に戻される。さらに、演算装置により処理された結果は、一旦内部記憶装置に記憶された後、アウトプットされる。内部記憶装置が、外部記憶装置と同じように、著作物の恒久的な蓄積のために利用される限りにおいては（このことは、一般的に、あまり行なわれないが）、内部記憶装置における蓄積も、外部記憶装置における蓄積と何らの差異はない<sup>46)</sup>。しかしながら、前記のような各プロセスの過程においてなされる内部記憶装置内における固定は、極めて瞬間的、かつ過渡的であり、数マイクロセカンド（1マイクロセカンドは、100万分の1秒）程度の短時間にすぎない。かかる瞬間的かつ過渡的な固定は、社会通念上「有形的再製（固定）」とはいはず、法律上の概念としての複製には該当しないといわざるを得ない<sup>47)48)</sup>。もし、上記のような瞬間的かつ

45) UCLA, *supra* pp. 997, 998.

46) Ulmer, *supra* p. 53 は、内部蓄積が存在する場合には、原則として、複製となる有形的固定がある、としている。

47) Id., ただし、ここでは、如何なる場合にかかる瞬間的、かつ過渡的な内部蓄積が行なわれるのか、明示されていない。

48) 前記注41に記載のアメリカ合衆国著作権法改正案を参照。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

過渡的な蓄積をも著作物の複製と解する場合には、オーディオ、またはビデオの信号の電信線または電話線による伝送も、この間著作物が電信線または電話線にたくわえられていることを理由として、著作物の複製と考えざるを得なくなり、不合理な結果となろう<sup>49)</sup>。なお、前掲の著作権審議会第2小委員会報告書は、著作物の内部記憶装置への貯蔵がアウトプットとして当該著作物を得るために前段階にあたる場合は、著作物のインプット、プロセッシングおよびアウトプットの複製の過程と考え、著作物を内部記憶装置へたくわえる行為も著作物の「複製」に該当すると考えることもできようが、そうでない場合は、著作物のインプットからアウトプットまでを一連の複製の過程と考えることもできず、また、内部記憶装置における著作物の貯蔵は、瞬間的かつ過渡的に直ちに消え去るものであるため、内部記憶装置への著作物の貯蔵を著作物の「複製」に該当すると解することはできない、としている<sup>50)</sup>。しかしながら、この見解は、同一の事実状態を、あるときは、複製すなわち有形的な再製であるとし、あるときは有形的な再製でないとするものであって、首尾一貫しないとのそしりを免れない。

### 5. 著作物のアウトプットに関する諸問題

- (1) 著作物のアウトプット関係においては、著作物をコンピュータから直接アウトプットする場合と、著作物をコンピュータから電気通信回線を用いて遠隔地へ伝達してアウトプットする場合の2つがある。そのいずれの場合にも、アウトプットは、具体的には、プリントアウトされたハード・コピーの形式をとる場合、音声の形式をとる場合及び陰極線管上の影像の形式をとる場合が考えられる。
- (2) 著作物を直接アウトプットする行為
  - I) 著作物をハード・コピーの形式でアウトプットする行為

49) 著作権審議会第2小委員会、前掲報告書22頁参照。

50) 同上、34、35頁。

## 独 協 法 学

この場合が、著作権法第2条第1項第15号の「印刷により有形的に再製する」ことであり、著作物の複製に該当することは、疑いの余地がない。<sup>51)</sup>

### II) 著作物を音声の形式でアウトプットする行為

音声の形式による著作物のアウトプットは、コンピュータ内の電気信号が、所要の音声出力信号に変換され、音声の形式でアウトプットされるものである。この場合、音声の生成に、人間の発声器官は何ら関与しない。

現行著作権法のもとでは、かかる音声の形式による著作物のアウトプットが、当該著作物の複製に該当しないことは、既に述べた「複製」の定義から明らかである。そして、「複製権」以外に、前記の形式のアウトプットと関連を有する著作権者の権利としては、言語の著作物についての口述権（著作権法第24条）が考えられる。

ところで、同法第2条第1項第18号は、「口述」とは、「朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く）をいう。」と定義しており、同条第7項は、著作権法における「口述」には、著作物の口述で録音されたものを再製すること及び著作物の口述を電気通信設備を用いて伝達することを含むとしている。この「口述」は、本来的には、人間の口から発する音声による著作物の伝達を意識して立法されたものといえるが、前記の定義が、実演に該当するものを口述から除いていることは、著作物を伝達する者の個性を考慮せず、単に著作物の内容が音声により伝達されれば充分であることを示しているとみるとできよう。新技術の開発により、電子的及び機械的手段により、言語を音声により表現することが可能となれば、かかる手段による伝達も口述にあたると解することが可能である。なお、音樂の著作物を音声の形式でアウトプットする行為は、著作物の演奏（同法第22条参照）にあたる<sup>52)</sup>。

---

51) 同上、43頁。Ulmer, *supra* p. 55. UCLA, *supra* p. 1004, 参照。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

以上のとおり、音声形式による著作物のアウトプットは、著作物の口述（もしくは演奏）に該当するが、著作権法によれば、著作権者の有する口述権（演奏権）は、公に、すなわち公衆に直接聞かせることを目的として口述（演奏）する行為を対象としている。（同法22条、24条）。そこで、個人の要求により、情報蓄積・検索システムのコンピュータが、当該個人に対して、著作物を音声でアウトプットする行為が、公に（すなわち、公衆に直接聞かせることを目的として）なされいると解し得るかという問題が生ずる。なお、同法第2条第5項は、著作権法にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとしている。

個々の口述等が公衆に直接聞かせることを目的としていることを要すると解すると、上記の場合には、公に口述等をする場合に該当しないことになろう<sup>53)</sup>。

しかしながら、不特定または特定多数の者（すなわち、公衆）の求めに応じて、かかる行為が反覆して行なわれる可能性がある場合には、著作物を公に口述（演奏）するものと解すべきであろう<sup>54)</sup>。

従って、この場合には、著作権法第24条の規定する口述権または第22条の規定する演奏権が及ぶことになる。

### III) 著作物を画像の形式でアウトプットする行為

アウトプットの1形式として、著作物が陰極線管の螢光面に画像と

52) 同上報告書45頁。

53) Ulmer, supra p. 56及びUlmer, Einspeicherung und Wiedergewinnung urheberrechtlich geschützter Werke durch Computer-Anlagen, supra S. 301は、西ドイツ著作権法第15条第2項の「公に復現する権利」(Recht der öffentlichen Wiedergabe)に関し、スクリーン又は陰極線管への画像の形式による著作物のアウトプットが、1時に1人（又は少数の者）のみにより利用されるときに、公の復現になるかどうかの問題について疑問を提起し、「公の」という語の普通の意味からすれば否定される旨述べている。なお、アメリカ合衆国の著作権改正法案は、「公に」という語が、公衆のメンバーが、その画像を別々の場所で、異なった時に受ける場合も含むように定義されている。この問題は、音声による著作物の伝達におけるのと、共通である。

54) 著作権審議会第2小委員会、前掲報告書45頁。

## 独協法学

して投影される場合がある。この形式のアウトプットが、著作物の、「複製」に該当しないことはいうまでもなく、これは著作権法第2条第1項第19号の「上映」に該当すると解される<sup>55)</sup>。

しかし、我が著作権法のもとでは、上映権は、すべての著作物について認められているわけではなく、映画の著作物または映画の著作物において複製されているその著作物に限って認められている権利であるから<sup>56)</sup>、著作物を影像の形式でアウトプットする行為について著作権者の上映権が働くことは殆んどなく、この点において、ハード・コピーまたは音声の形式でアウトプットする場合と均衡を失する結果となる<sup>57)</sup>。

### (2) 著作物を通信回線等を用いて遠隔地に伝達し、アウトプットする行為

この場合には、コンピュータは、遠隔地にある端末装置と電気通信回線により結合され、コンピュータ利用者は、遠隔地においても、端末装置から、プリントアウトされたハード・コピー、音声、影像等、いろいろな形式で、著作物のアウトプットを得ることができる。以下、これらについて順次検討する。

#### I ) 著作物を電気通信回線により伝達し、ハード・コピーのプリントアウトの形式でアウトプットする行為

上記のアウトプット行為は、コンピュータから直接プリントアウトされたハード・コピーを得る場合と同様に、著作物の「複製」に該当することは、いうまでもない<sup>58)</sup>。

なお、上記の行為は、放送権または有線放送権(著作権法第23条)との関連ではどのように評価されるであろうか。同条第1項は、「著作者は、その著作物を放送し、又は有線放送する権利を専有する。」と規定

55) 同上46頁。

56) ベルヌ条約においても同様である。

57) 前掲報告書46、47頁。

58) 同上49頁。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

しており、また、「放送」とは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信の送信を行なうことをいう。」と定義されており（同法第2条第1項第8号）、「有線放送」とは、「公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信（中略）を行なうことをいう。」と定義されている（同法第2条第1項第17号）。

遠隔地にいる個々の利用者の要求により、これに対し前記のようなアウトプットを行なう行為が「公衆」に対するものといえるかどうか、問題はあるが、既に口述権に関して述べたと同一の理由でこれを肯定するならば<sup>59)</sup>、上記の無線電気通信または有線電気通信による送信は、公衆向けの送信<sup>60)</sup>であり、公衆はこれを「直接」端末装置で受信して、プリントアウトされたハード・コピーを得ることを目的としているものと解されるから、「放送」または「有線放送」に該当し、これに対し、著作権者の放送権または有線放送権のコントロールが及ぶことになる<sup>う<sup>61)</sup></sup>。

### II) 著作物を電気通信回線により伝達し、公衆に対し音声の形式でアウトプットする行為

著作物を音声の形式でアウトプットする行為自体は、既に述べたとおり、著作物の口述に該当するが、著作権法第2条第7項は、上演・演奏・口述または上映から、著作物の上演・演奏・口述または上映を電気通信設備を用いて伝達する行為のうち放送または有線放送に該当するものを除外しているところ、電気通信回線により遠隔地の端末装置により音声によりアウトプットする行為は、前述の「放送」または「有線放送」に該当する。従って、この行為は、「口述」または「演奏」

59) 同上45頁は、これを肯定する。

60) 加戸、前掲27頁参照。

61) 前掲報告書49頁は、「無線電気通信または有線電気通信の送信自体は、法第2条第1項第8号または同項第17号にいう「公衆によって直接受信されることを目的とするもの」に該当しないので、法第23条第1項に規定する放送権および有線放送権は働かない。」としているが、その理由づけは理解し難い。

## 独協法学

ではなく、もっぱら、著作権者の放送権または有線放送権(同法第23条)のコントロールのみが及ぶというべきである<sup>62)</sup>。

### III) 著作物を電気通信回線により伝達し、公衆に対し影像の形式でアウトプットする行為

著作物を無線または有線の電気通信回線により伝達し、公衆に対し影像の形式でアウトプットする行為は、著作権法第2条第1項第8号の放送または同項第17号の有線放送に該当するから、コンピュータから直接アウトプットされる場合と異なり、これに対し著作権者の放送権または有線放送権によるコントロールを及ぼすことができる<sup>63)</sup>。

## 6. 著作権の制限との関係

これまで、著作物の情報蓄積・検索システムへのインプット及びアウトプットに対し、著作権がいかにコントロールを及ぼし得るかに関して、一般的な考察を行なった。しかしながら、著作権の対象である著作物は、一般の財産権の対象たる物と異なり、それ自身において先人の文化的遺産に負うところが多く、また、広く社会一般の文化的利益に利用される必要性があることから、公益と著作者の私益との調和より生ずる著作権内容に対する種々の制限の問題(著作物利用者の立場から考えると、著作物の自由利用の問題)が生ずる。現行著作権法第30条から第50条までは、これに関連する規定である。そこで、以下において、情報蓄積・検索システムのコンピュータへのインプット及びアウトプットに際して生ずる著作物の自由利用の問題について検討する。なお、著作物の1回使用のためのインプットについても、ここで触ることにする。

### (1) 私的使用のための複製(著作権法第30条)との関係

#### I) 著作権法第30条は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する

62) 前掲報告書49頁。

63) 同上。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

者が著作物を複製することを認めており、コンピュータへのインプット及びアウトプットが著作物の複製に該当する場合であっても、上記の要件に該当する場合には、著作権のコントロールは及ばないことになる。従って、実際上殆んどあり得ないことであろうが、財力のある個人、メンバー相互間に強い個人的結合関係のある少人数のグループまたは、これに準ずるような極めて小規模の非営利的団体などが、内部的に使用する目的で、自ら所有または管理するコンピュータへ著作物をインプットする行為及びこれをアウトプットする行為は、著作権のコントロールを受けず、自由である。なお、営利企業の内部における著作物の複製は、たとえ直接営利目的に使用する目的ではなくとも、著作権法第30条の要件に合致しない<sup>64)</sup>。

II) しかしながら、不特定の者が、コンピュータ・センターの情報蓄積・検索システムに請求して、予めコンピュータに蓄積してある著作物の複製物を得るという通常の利用の形態を考えた場合、かかる個々の者の目的が著作物の私的な使用にあるときでも、コンピュータ・センターにおける著作物のコンピュータへのインプットに関連しておこるその複製行為は、コンピュータ・センターにとっては、私的使用を目的とするものとはいえないから、著作権によるコントロールを受けることになる。また、個々の請求者がアウトプットとして著作物のハードコピーを得る行為は、その複製が著作物を使用する者によりなされたということはできないから<sup>65)</sup>、著作権法第30条の要件に該当しない。このことは、コンピュータ・センターへの請求行為が、使用者自らの鍵盤操作によりなされる場合でも同様である<sup>66)</sup>。

64) 加戸、前掲143頁。佐野文一郎・鈴木敏夫、新著作権法問答331、332頁（1970年）。高岡浩二、企業内における著作物の複製、発明70巻12号71頁（昭和48年）。

65) 加戸、前掲144頁。佐野・鈴木、前掲332頁。なお、中川善之助・阿部浩二編、著作権（実用法律事典10）171頁（昭和48年）は、コピー業者に委託して複製物を作成させることも、使用者自らの複製と解しているようであるが、賛成できない。

66) この場合は、コイン式複写機を利用して、複製する場合と類似するが、後者の場合

## 独協法学

さらに、遠隔地に設置された端末装置の操作により著作物のハードコピーを得る場合において、その端末装置が請求者(著作物利用者)の所有または管理下にあり、その操作が請求者自らによりなされた場合でも同様である。これらの場合には、著作物のハード・コピーの請求手続及びその引渡手続が自動化されただけであって、その他の点では、さきの場合と変りがないからである。

### (2) 図書館における複製(著作権法第31条)との関係

I) 著作権法第31条は、政令で定める図書館(以下、単に図書館等といふ)<sup>67)</sup>が、その利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、原則として公表された著作物の1部分の複製物を1人につき1部提供する場合等、一定の場合に、営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することを認めている。

なお、本条と前記の第30条との関係について、本条は著作権法第30条の特別規定であって、第30条の要件を厳しくしたものとする見解がある<sup>68)</sup>。そして、この見解では、本条で規定されている「図書館等の利用者」から、営利企業等が除外されることになり、例えば、会社の研究所の研究員が、研究所における研究の資料に供するため、図書館等に著作物の複製物を請求する場合に、図書館等は、これに提供するための複製をすることができないことになる。しかし、この見解には賛成できない<sup>69)</sup>。けだし、本条は、図書館等の公共的奉仕機能に着目し、学術文化の進歩発達に資するため、一定の厳格な要件のもとに、

---

も、複製者自ら複製するというよりは、むしろコピー業者に委託してコピーするとの変わりない。中川・阿部編、前掲、194頁参照。

67) すべての図書館ではなく、その範囲は著作権法施行令(昭和45年12月10日政令第335号)第1条、著作権法施行規則(昭和45年12月23日文部省令第26号)第1条、第2条および文化庁告示により定められている。

68) 高岡、前掲72頁。

69) 佐野・鈴木、前掲366、367頁。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

図書館等における著作物の複製を認めようとするものであるから、法の明文の規定もないのに、本条が著作権法第30条の特別な場合を規定したものという狭い解釈をとるべき理由はないからである。

II) 著作権法第31条各号の場合に、図書館等は、営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて、著作物を複製することができるが、この場合において、自己の所有・管理するコンピュータへこれをインプットすることおよび、これをコンピュータからアウトプットして複製物を作成することができることは、いうまでもない。しかしながら、同時に他の目的をも併せ持つ場合には、著作物のコンピュータへのインプットによる複製は、本条により自由とされることはないであろう。また、本条各号の場合を予想して、これらの場合にのみアウトプットする目的で、予め著作物をコンピュータへ蓄積することによる複製が自由にできるかどうかは問題であるが<sup>70)</sup>、適法に認められるアウトプットによる複製の準備段階として、積極に解してよいであろう。

(3) 1回使用のための著作物の蓄積と引用（著作権法第32条第1項）との関係

I) 著作権法第32条第1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定している。

ここで検討しようとするのは、前記3の(2)で触れた、1回使用のための著作物のコンピュータへのインプットが、この引用による著作権内容の制限として、著作権のコントロールを免れ得るかどうかの問題である。すなわち、1回使用のために、例えば、ある文章の言語学的、統辞論的、意味論的分析のため、用語索引作成のため、または、コンピュータ

---

70) 加戸、前掲149頁は、需要を予測して、コピーを予め作成しておいて利用者に提供することは、許されないとしている。

## 独 協 法 学

を利用して作曲するためのデータ等として、著作物がコンピュータにインプットされる場合、インプットされた著作物は、コンピュータの記憶装置に記憶され、そこで、複製が行なわれるものとされるが、著作物自体はアウトプットに現われず、また、多くの場合、インプットされた著作物は、使用後ただちに消去されるから、1回使用のためのインプットは、著作物の通常の利用と衝突せず、かつ、著作権者の正当な利益を不当に害することはない<sup>71)</sup>、他方、かかる研究等の目的は自由な利用を正当化する方向に作用すると思われる。著作権が制限される場合に関し、“fair use”あるいは“fair dealing”等の抽象的な基準を用いる米英の場合<sup>72)</sup>と異なり、著作権の制限の基準について、個々の場合ごとにある程度具体的に定めている我が国の著作権法の解釈としては、やや無理かもしれないが、積極に解する余地もある。すなわち、インプットされた著作物は、単独でコンピュータの記憶装置内に記憶されるのではなく、この素材の分析、加工のための種々の指示・手順・データとともに記憶され、これらとともに記憶装置内に複製される。また、かかる複製は、研究等の目的のため社会観念上妥当なケースと認められると思われるから、「公正な慣行に合致する」というのに妨げがなく、さらに、かりに、記憶装置内に複製される部分が著作物の全部にわたる場合であっても、「正当な範囲内」と評価することができよう。<sup>73)</sup>

71) 著作権審議会第2小委員会報告書37-39頁。もっとも、Ulmer, *supra* p. 49は、コンピュータの助けなしに調査が行なわれる場合、使用されねばならないスタッフの数からみて、多くの部数の本を買う必要があるのに、コンピュータをかかる目的に用いるときは、1冊の本のみ購入すれば足りる旨指摘しているが、かかる事實をもって、著作権者の正当な利益を不当に害することはできないであろう。

72) アメリカ合衆国においては、著作権内容の制限として、“fair use”の理論が判例で説かれているが、現行の制定著作権法では、これについて何らの規定もない。なお、議会に提案された著作権法改正案は、はじめて、これについて規定し、その判定に際し考慮すべき因子を抽象的に定めようとしているが、これも“fair use”的理論を凍結したり変えるものではない旨が強調されている。Ramey *supra* p. 17参照。イギリスでは、Copyright Act, 1956, 第6条は、“fair dealing”について規定しているが、その基準は示されていない。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

II) なお、すでに述べたように、1回使用のためインプットされた著作物は、使用後ただちに消去される例が多いが、著作物のインプットに際し、著作物使用後自動的にこれをコンピュータの記憶装置から消去するよう、予めプログラムされている場合には、記憶されている時間の長さ等からみて、著作物の記憶装置内における固定、すなわち複製がなかったものと、評価できる場合もあり得よう。

### (4) 学校その他の教育機関における複製（著作権法第35条）との関係

I) 著作権法第35条によれば、當利を目的としない学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することが、原則的に認められている。

学校その他の教育機関においてコンピュータが教育目的に使用される例は、将来ますます多くなってこよう。その第1は、一般の情報蓄積・検索システムとして用いられる場合であり、その第2は、授業の過程におけるティーチング・マシンによるプログラム学習等のために用いられる場合である。そのいずれの場合においても、著作物のコンピュータへのインプットが行なわれる。

II) 著作権法第35条の規定する著作権の制限は、学校等における授業の過程における使用に供することを目的とする場合にのみ適用があるから、前記の第1の場合は、同条と関係がない。前記の第2の場合には、教育を担任する者（授業を実際に行なう者）においてなすかぎりにおいて、公表された著作物を、授業に用いるプログラム学習の教材として、コンピュータ（ティーチング・マシン）にインプットし、あるいは、これからアウトプットすることにより、著作物を複製することが認められる。この場合、教育を担任するものが「複製する」とは、その者の発意と責任に基き複製がなされるということであって、必ら

---

73) 「公正な慣行に合致する」及び「引用の目的上正当な範囲内」の意味については、加戸、前掲153—155頁参照。

## 独協法學

ずしも、その者が直接手を下す必要はない。部下の事務職員等を使ってなしても差支えないが、教育委員会がまとめて複製行為を行なうこととはできない<sup>74)</sup>。もっとも、同条但書は、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定し、本条による複製に厳しい限定をしている。この但書の問題は、基本的には、かかる複製（コンピュータへのインプット及びアウトプット）により、当該著作物の潜在的販路が阻害されるかどうかにかかることになるが、特に、この点を考えるに当って、利用される著作物の本来的な用途が重要な意味を持つ。すなわち、市販のワーク・ブックやドリルのような教育の過程における利用を目的とする補助教材等をインプットして教材に用いることは、認められないであろう<sup>75)</sup>。

III) 次に、かかるコンピュータ（ティーチング・マシン）からのアウトプットについて考えてみる。

アウトプットが、ハード・コピーの形式でなされるときに、本条の適用のあることは明らかであるが、音声の形式でなされる場合には、このアウトプットは「複製」に該当しないから、本条の適用はなく、第38条第1項による公の口述または演奏についての著作権の制限の規定が適用されることになるが、この場合、同項が適用されるのは、営利を目的とせず、かつ、聴衆（この場合には、学生等）から著作物の提示につき対価を受けない場合に限るから、無償の教育機関の場合でなければ、同項の適用がないことになり、ハード・コピーによるアウトプットの場合とバランスを失する。

著作物を通信回線により伝達し、ハード・コピーの形式でアウトプットする場合には、ハード・コピーによる複製については、著作権法第35条の適用があるが、この行為が、前述のとおり、放送権または有

74) 加戸、前掲164頁。

75) 同上165、166頁。

## コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

線放送権によるコントロールをも受けるとすると、同法第38条第1項により、有線放送の場合であって、営利を目的とせず、かつ、著作物の提示について対価を受けない場合にかぎり、著作権によるコントロールを免れることになる。

さらに、電気通信回線により伝達し、著作物を、音声または影像の形式でアウトプットする場合、これらの行為は、前述のとおり、放送または有線放送に該当するものであるから、著作権法第35条の適用はなく、有線放送に該当する場合にのみ、同法第38条第1項の適用を得て、著作権によるコントロールを免れ得るが、放送に該当する場合には、有線放送の場合と異なり、かかる例外の規定は存しない。

以上のとおり、著作物を、著作権法第35条所定の目的に使用する場合、ハード・コピーによるアウトプットの場合と、その他の形式によるアウトプットの場合とでは、極めて大きな差異を生ずることになる。

### (5) 営利を目的としない上演等（著作権法第38条第1項）との関係

著作権法第38条第1項は、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提示につき受けける対価をいう。次項において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、口述し、若しくは上映し、又は有線放送することができる。ただし、当該上演、演奏、口述、上映又は有線放送について実演家又は口述を行なう者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」と規定しているが、本項の適用を受け得るのは、コンピュータからの音声による著作物のアウトプットの場合及び有線の電気通信回線により著作物を伝達し、アウトプットする場合だけであり、無線の電気通信回線による伝達の場合、すなわち、放送に該当するものは含まれないことになる。かかる差異は、合理的な説明が困難である。

### 6. まとめ

以上の叙述は、情報蓄積・検索システムを構成するコンピュータへ著作物をインプットした場合及びこれから著作物をアウトプットした場合の法

## 独協法学

律問題について、もっぱら、現行著作権法のもとにおける解釈論を行なったものである。その目的は、コンピュータによる情報蓄積・検索システムを意識しないで立案された現行著作権法を、かかるシステムの利用行為に適用した場合に、どのような結果となるかを検証しようとするものであった。その結果、明らかになったことは、第1には、記憶機能という特性を有するコンピュータへの著作物のインプットを如何に理解するかという困難な問題が提起されること、第2には、コンピュータの各種の利用形態についての認識が充分でなかったことから、コンピュータからのアウトプットの取扱に調和がとれていないこと（たとえば、著作物が陰極線管上の影像の形式でアウトプットされる場合に、著作権によるコントロールができないこと。また、電気通信回線により著作物を伝達してアウトプットする場合に、これを、「放送」または「有線放送」と把握せざるを得ないが、現行著作権法が前提としている「放送」または「有線放送」は上記のようなものではなくて、主として従来のラジオ・テレビ放送やCATV (Community Antenna Television) の如きものであり、かかる把握から、現行著作権法は、両者の取扱いにつき区別をしているが、著作物を前記の電気通信回線により伝達する場合の「放送」と「有線放送」とは、單に伝達手段が無線電気通信回線を用いるのと有線電気通信回線を用いるとの差異にすぎないから、かかる大きな取扱い上の区別が生じてはならないこと。）等であり、これらの解釈上の困難ないし不都合は、著作権法第30条以下の著作権の制限の規定について考察するとき、さらに増幅され、複雑化する。

現在では、著作物が、コンピュータによる情報蓄積・検索システムに利用される例は、それ程多くないにしても、将来においては、非常な増大を示すものと思われる。現行著作権法の審議に際して行なわれた衆議院文教委員会の「今日の著作物利用手段の開発は、いよいよ急速なものがあり、すでに早急に検討すべきいくつかの新らたな課題が予想されるところである。よって、今回改正される著作権制度についても、時宣を失すことな

コンピュータによる情報蓄積・検索システムと著作権

く、著作権審議会における検討を経て、このような課題に対処しうる措置をさらに講ずるよう配慮すべきである。」との附帯決議や同趣旨の参議院文教委員会における附帯決議の精神にのっとって、早い時機に、この問題について充分な検討を加える必要がある。本稿は、その準備作業の1つとして、実りの少ない形式的な解釈論を展開したものにすぎない。

(昭和49年10月17日)